

令和7年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年3月26日(水) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(18名)

欠席農業委員(1名)

15番 塩田一也 委員

出席農地利用最適化推進委員(18名)

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

3. 本日の提出議案

1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が9件、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が26件、農用地利用集積等促進計画関係が8件、合わせて45件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でござい異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和7年3月26日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその9朗読】

以上、その1からその9までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る23日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地を調査しました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様の審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。今回の申請について、去る3月21日に委員と譲渡人代理人財産管理受託者と私3名、譲受人立会いの下、現地の調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほう、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月22日に委員と譲渡人とで現地確認を行いました。譲受人は都合が悪く、電話で確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響はないものと思われま

皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月24日、委員と譲渡人、譲受人の代理人立会いの下、現地調査をしました。申請内容についても聞き取りをし、申請に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響もなく、特に問題ないと思われま

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いた

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、3月22日に委員と譲受人と現地で、また、譲渡人は遠方のため電話で確認を取りました。いずれも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響はないものと思われま

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いた

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告します。今回の申請について、去る3月21日に委員と譲受人の下で審査、3名で現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思

皆様のご審議のほう、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いた

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る3月24日に委員と現地調査を行いました。譲渡人とは電話で確認し、譲受人と現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。譲渡人は高齢のため、現在は耕作を委託して

回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま

皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたし

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る3月23日、委員と、譲渡人、譲受人と立会いの下、
現地調査を行いました。そのときに申請内容についても確認をいたしました。双方とも申請
内容については間違いのないことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響は特に問題
ないと思われま

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたし

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月22日に委員と譲渡人と譲受人とで現地確認を行いま
した。申請内容についても確認し、双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の申
請による周辺農地への影響はないものと思われま

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたし

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第
1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条

第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和7年3月26日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局に議案を説明させます。

事務局 それでは、8ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 農地法第5条その1についてご報告します。

3月24日に現地にて、設定人、被設定人の申請代理人、委員と、転用の確認について調査いたしました。申請地を一般住宅として利用すること、日照の問題、排水の問題など調査いたしました結果、問題のないことが確認されましたので、議員の皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、13ページをご覧ください。

農地法第5条その2、一時転用事業について説明申し上げます。

【その2朗読】

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月24日、委員と現地調査を行いました。設定人の息子さん、被設定人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いな

いとのこと。今回の転用による周辺農地への影響についても、特に問題ないと思われ
ます。

皆様の審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に
ついて審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求めら
れたので、審議するものとする。令和7年3月26日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第26号までについて承認することにご異議ござ
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第26号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議します。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画
の意見を求められたので、審議するものとする。令和7年3月26日提出。会長矢野正則。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めま
す。

(該当委員 退場)

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、29ページから31ページをご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業において、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地を、借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、畑が6,506平米、田んぼが5万4,394平米で、権利の種類は、使用貸借権1件、賃借権7件となっております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。次回総会日程でございますが、先ほども申し上げましたように、4月1日火曜日午後2時より、ここ正庁におきまして、新農業委員の辞令交付式と臨時総会、併せて新推進委員への委嘱状交付式を行います。また、定例の総会につきましては、4月30日水曜日午後2時より、同様にここ正庁での開催となりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

会 長 ほかに皆様からご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和7年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時00分)
